

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、「未来への扉を、『家に価値タス』ことを通じて、地域とお客様に。」という経営理念の下、常に目まぐるしく変化する事業環境の中でもいち早く変化を捉え、経営意思決定の迅速化と効率化に努めております。経営の健全性と透明性を高め、またステークホルダーからの社会的信頼に応え、さらに企業価値を安定的に向上させるためには、コーポレート・ガバナンスが重要な基盤であるとの認識に基づき、グループ全体に関わる重要な業務執行を決定・監督する取締役会と、取締役会から独立し、取締役の職務の執行を監査する監査役・監査役会からなる監査役制度を基礎として、実効性のあるコーポレート・ガバナンス体制の構築・強化に努めております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

2021年6月改訂のコードに基づき記載しております。

【補充原則4 - 8 独立社外取締役の有効な活用】

当社は、3名の独立社外取締役が選任されており、取締役会における議論に積極的に貢献していますが、独立社外者のみを構成員とする公式の定期的な情報連絡会等の開催は行っておりません。今後、客観的な立場に基づく情報交換・認識共有の機会の必要性を検討の上対応いたします。

【補充原則4 - 8 独立社外取締役の有効な活用】

当社の独立社外取締役と経営陣との連絡・調整、監査役又は監査役会との連携は、担当部署、担当取締役、常勤監査役を通じて適宜的確に行われております。筆頭独立社外取締役の選任については今後検討して参ります。

【補充原則4 - 14 取締役・監査役へのトレーニング】(更新)

各取締役・各監査役はその能力、経験及び知識が職務を遂行するにふさわしいかどうかを判断したうえで指名し、株主総会の承認を得ております。就任からの期間が短い取締役・監査役に対しては、深い事業理解に基づく取締役会での審議を実現するため、本部長等より随時レクチャーを実施しております。取締役・監査役に対するトレーニング方針については今後検討して参ります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

2021年6月改訂のコードに基づき記載しております。

【原則1 - 4 政策保有株式】

当社は、政策保有株式を保有しておりません。今後も原則として政策保有株式は保有しない方針です。

【原則1 - 7 関連当事者間の取引】

当社は、関連当事者間の取引を行う場合は、取引の合理性、取引条件の妥当性等会社及び株主の利益への影響を勘案し、取締役会において承認を要することとしています。また、関連当事者との取引については、会社計算規則及び連結財務諸表規則等の規定に準拠して重要性の判断に基づいて開示します。

【補充原則2 - 4 】(更新)

当社は、当社グループにおいて、性別や国籍に関係なく、能力や実績を重視する人物本位の人材登用を実施しております。

持続的な成長と企業価値の向上を実現させるために、多様な視点や価値観を尊重することが重要と考え、経験・技能・キャリアが異なる人材を積極的に採用しつつ、これらの人材が活躍できる社内環境の整備に努め、新卒採用者、中途採用者ともにスキル・経験等を総合的に判断し、管理職への登用を行っております。

< 多様性確保の状況 >

女性の活用の状況については、以下の通りです。

- ・2021年4月の新卒入社の社員に占める女性社員比率:42.3%
- ・2021年4月1日時点の女性社員比率:39.2%
- ・営業社員のトップ20人の女性社員比率:65.0%(2021年3月期)
- ・2021年4月時点における女性管理職比率:16.7%

当社グループの売上高は国内売上高のみで100%を占めております。また販売用不動産の仕入も国内の不動産のみとなっております。そのため、積極的な外国人の採用は行っておりませんが、スキル・経験等を重視した採用・登用を行っており、外国籍であるか否かは判断基準としておりません。

中途採用者については、新卒採用を開始したのが2013年4月であるため、課長およびエリアマネージャー以上の役職者はほぼ全員が中途採用で入社しております。

< 多様性確保の自主的かつ測定可能な目標 >

営業人員増加および生産性向上の観点から、女性の活用について目標の策定並びに人材育成方針等について優先的に検討を進めてまいります。

【原則2 - 6 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

当社グループは、当社グループがアセットオーナーとなる企業年金制度を採用しておりません。なお、従業員の福利厚生制度の一環として確定拠出年金制度を導入しております。

【原則3 - 1 情報開示の充実】

(1) 当社の経営理念、経営戦略及び計画については、当社ホームページに開示しておりますので、ご参照ください。

経営理念: <https://katitas.jp/information/company/representative/>

経営戦略及び計画(決算説明資料): <https://katitas.jp/information/ir/presentation.html>

(2) コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針については、本報告書の「 - 1 . 基本的な考え方」をご参照ください。

(3) 取締役会が取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続については、「取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針」に以下の通り定めております。

1. 基本方針

当社の取締役の報酬は、株主総会で決議された年間報酬総額の枠内(注)で、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能する報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては、役職、役割、貢献度、目標到達度、業績等を加味し、適正な水準とすることを基本方針とする。

具体的には、業務執行取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬、個人別業績に連動する金銭報酬及び譲渡制限付株式報酬により構成し、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみを支払うこととする。

(注)

2002年1月15日開催の臨時株主総会の決議において、年間報酬総額300百万円以内

2021年6月25日開催の定時株主総会の決議において、上記の枠内で譲渡制限付株式報酬を年額40百万円以内、かつ2万株以内
また、と別枠で以下 ~ のストック・オプション報酬に係る決議がなされている。

2013年7月26日開催の臨時株主総会決議において、第1回新株予約権のストック・オプション報酬額として年額300百万円以内

2017年3月30日開催の臨時株主総会の決議において、第4回新株予約権および第5回新株予約権のストック・オプション報酬額として年額300百万円以内

但し第5回は全て行使済みである。

2017年9月22日開催の臨時株主総会の決議において、第6回新株予約権のストック・オプション報酬額として年額300百万円以内

なお、ストック・オプションについて、当面は取締役に付与しない予定であり、付与する場合には改めて本決定方針を改定する。

2. 基本報酬(金銭報酬)の個人別の報酬等の額の決定に関する方針(報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。)

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役職、役割、貢献度、目標到達度等を加味しながら、決定するものとする。

なお、退職慰労金制度については、2021年6月25日開催の定時株主総会終結の時までの在任期間に応じた退職慰労金の打切り支給(支給は各取締役の退任時)をもって終了する。

3. 業績連動報酬等ならびに非金銭報酬等の内容及び額または数の算定方法の決定に関する方針(報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。)

業績連動報酬等は、中長期的な業績向上に貢献する意識を高めることも目的とした、個人別業績に連動する金銭報酬とし、売上・営業利益の単年度の予算達成度(取締役の職掌により連結か単体かは異なり、また、売上の予算達成度を指標とするのは一部の取締役のみ。)、予算達成のために重視する主要KPI達成度(取締役の職掌によりKPIの内容は異なる。)及び中長期の安定成長を実現するための基盤づくりに対する評価(定性的要素)を考慮して1年分の金銭報酬額を決定し、12等分したうえで、上記2.の月例の固定報酬とともに支給する。

また、非金銭報酬等は譲渡制限付株式報酬とする。取締役に割り当てられる譲渡制限付株式報酬としての株式の数または額については、譲渡制限付株式報酬制度の目的、各対象取締役の職責の範囲、役位その他諸般の事情を勘案した上で、株主総会で決議された枠内で、毎年1回、取締役会の決議によって決定し、割り当てる。報酬として付与される譲渡制限付株式は、支給対象となる取締役が、当社の取締役その他当社の取締役会で定める地位を退任または退職する日まで、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない。また、当社の取締役会が定める期間(役員提供期間)中、継続して、当社の取締役その他当社の取締役会で定める地位にあったことを条件として、その全ての株式について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、当該取締役が、当社の取締役会が正当と認める理由により、役員提供期間が満了する前に当社の取締役その他一定の地位を喪失した場合、譲渡制限を解除する株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。また、正当な理由によらない役員提供期間中の退任、法令または社内規則の違反その他の割当株式を無償取得することが相当である事由として当社の取締役会で定める事由に該当した場合、割当株式を無償で取得する。

なお、基本報酬の額、業績連動報酬等の額及び非金銭報酬等の額の割合の目安は、概ね7:2:1(個人別業績指標100%達成の場合。なお取締役により比率は異なる。)とする。

4. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については、取締役会の決議に基づき、個人別の報酬額の具体的内容の決定につき委任を受けた代表取締役社長が、代表取締役社長及び独立社外取締役を含む指名・報酬諮問委員会の審議を受けて、決定するものとする。

(4) 取締役会が経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行う際には、取締役会全体として必要なスキル・経験に加えて、取締役及び監査役の指名候補者の経験や能力を総合的に勘案し、取締役会で決定しております。

(5) 取締役・監査役候補の指名を行う際の個々の選任・指名については、定時株主総会の招集通知において開示しているほか、社外取締役及び社外監査役の選任理由については、「 - 1 . 【取締役関係】会社との関係(2)」及び「 - 1 . 【監査役関係】会社との関係(2)」に記載しております。

【補充原則3 - 1 サステナビリティについての取組み等】(更新)

< サステナビリティについての取組み >

当社は、持続的社会的の実現が事業の大前提であるという考え方のもと、サステナビリティを戦略の基礎として位置付けています。当社が行う中古住宅の買取・再生・販売事業は、手頃な価格の住宅の提供と空き家問題の解決をはじめとした社会的課題の解決に貢献するものであります。

2021年10月にESG/サステナビリティ推進室を設置し、非財務領域のグループ方針・戦略の立案やグループ各社における取組遂行状況のモニタリングなどを推進してまいります。また、気候関連財務情報開示タスクフォース(TCFD)に係る開示についても、外部の有識者と開示に向けた取組を開始しております。

なお、2021年11月のプレスリリースの通り(<https://home.katitas.jp/contents/code/info/id/63>)、当社グループの事業所・店舗・在庫物件で使用する電力については、CO2排出量の削減を目的に、実質再生可能エネルギーへの切替えを実施しております。

< 人的資本や知的財産への投資等 >

当社グループは、営業人員の増加と生産性の向上を通じて、取り扱い能力を向上させることが成長のために不可欠と考えております。また、当社グループの強みは、過去6万件以上の販売実績(当社単体)に基づくノウハウにあると認識しております。これらの認識に基づき、優秀な人材の採用と社員の育成、ノウハウの蓄積等を継続的に実施しております。具体的には以下の通りです。

・優秀な人材の採用

地元で働きたい、地域社会に貢献したい意向を持つ社員を全国で採用しております。2021年4月の新卒採用実績はグループ合計で118名です。また優秀な人材の離職を防止として、2021年10月より新規に確定拠出年金制度を定める等、継続的に各種人事制度の整備を行っております。並行して業務負荷の軽減のために、BPRプロジェクトを発足いたしました。

・社員の育成

新入社員を対象にした新入社員研修を、入社時および入社後も定期的を実施しております。また新入社員の営業能力向上を目的にしたロールプレイング研修を週次で実施しております。

担当者の宅地建物取引士の資格取得を目的に、資格手当と資格取得に向けた各種サポート制度を設けております。

店長候補者となる社員を対象に、仕入時の目利き力とリフォーム企画力向上を目的とした研修を、四半期に一度実施しております。

店長以上の管理職を対象に、マネジメント能力およびエリア・店舗戦略立案能力向上を目的として、会社が費用を負担する外部オンライン講座の受講を奨励しており、受講状況のモニタリングを実施しております。

・ノウハウの蓄積

当社は、仕入時の目利き力およびリフォーム企画力が強みであると認識しております。

組織的な仕入時の目利き力およびリフォーム企画力を向上させる目的で、代表取締役社長と本部長、部長、室長等が出席する週次商況会議で、成功事例だけでなく失敗事例および苦情事例の共有を行っております。重要な事例について、同様の失敗・苦情を防止する目的で業務フローを随時改変し、また全営業社員が出席する週次のテレビ朝会で内容の共有を行っております。

【補充原則4 - 1 取締役会の役割・責務】

当社は、法令上取締役会にて決議事項とされる事項及び経営上の重要な判断事項について、取締役会規程及び別表取締役会決議事項に定めております。また、代表取締役の招集のもと、本部長、部長、室長等と常勤監査役で構成される経営会議において、取締役会付議に関する事項のほか、円滑かつ迅速な事業運営を行うために経営上の重要な経営方針の審議、営業戦略の遂行状況の報告、それら全般に係わる重要事項を審議しております。

【原則4 - 9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

当社は、独立社外取締役の選任に当たっては、株式会社東京証券取引所が定める独立役員の独立性に関する判断基準を参考に、社外役員としての職務を遂行できる十分な独立性の確保を前提に、経歴や当社との関係性を踏まえて判断しております。また、上記の独立性基準に加えて、代表取締役との面談等を踏まえ、一般株主の視点で議論ができる人物を選定するよう努めております。

【補充原則4 - 10 任意の仕組みの活用】(更新)

当社は、取締役会の任意の諮問機関として指名・報酬諮問委員会を設置しております。

役割および構成、委員、主な審議事項については、本報告書「 - 1 . 【取締役関係】補足説明」に記載しております。

【補充原則4 - 11 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】(更新)

当社の取締役会は、取締役9名のうち3名、監査役4名のうち2名を社外から選任することで経営から独立した客観的な視点を取り入れ、監視・監督機能を強化した透明性の高い経営を行っております。当社は、取締役会の経営執行及び監督の最高機関としての機能を確保するために、取締役の人数を実質的な討議を可能とする最大数にとどめ、知識・経験・能力のバランス、多様性、適正規模を鑑みた適任者で構成するように選定することとしています。

また、取締役に必要な見識および経験を定め、各取締役が有する見識および経験を一覧化したスキルマトリクスをESGレポート(<https://katitas.jp/information/sustainability/>)および第43期株主総会招集通知にて開示しています。

【補充原則4 - 11 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】(更新)

当社は社外取締役がその役割・責任を適切に果たすために必要となる時間・労力を業務に振り向けるよう、社外取締役が他の上場会社の役員を兼任する場合、その数は合理的な範囲にとどめることとしております。なお、取締役の主な兼任状況については株主総会招集通知、有価証券報告書等で開示しております。

【補充原則4 - 11 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】(更新)

当社取締役会は取締役会全体としての実効性に関する評価のため、取締役及び監査役の全員を対象にアンケート調査と独立社外取締役を対象としたインタビューを実施いたしました。

アンケート調査による評価の概要

(1) 評価の実施時期

- ・2021年3月アンケートの配布、回収
- ・2021年4月取締役会の実効性評価結果の報告

(2) 評価のプロセス

- ・回答者：取締役全員、監査役全員
- ・回答方式：無記名方式(5段階評価の選択式設問及び各設問への自由記入による回答)
- ・評価対象期間：2021年3月期(第43期)に実施された取締役会
- ・主な評価項目：
 - 取締役会の運営(検討期間、開催時間、開催頻度、改善状況等)
 - 取締役会の議論の内容(決議・報告事項の資料の作成状況等)
 - 取締役会の構成(人数、専門性及び多様性等)

取締役会の意思疎通(環境、雰囲気、議論の状況、課題や宿題への取り組み等)
ESG・SDGsへの取り組み(開示の状況、取締役会の実効性評価等)

(3) 評価の結果概要

アンケートの結果、評価を行ったいずれの項目についても、総合的に評価が高く、回答全体を通してネガティブな評価が少なく、総じて高い評価となっております。特に、「業績の分析が十分に行われていること」「取締役会で提示された宿題を翌月には対応すること」「審議において活発に議論が行われていること」について評価するコメントがありました。並びに、2020年3月期に実施した実効性評価で提示された課題(「資料の早期送付」「中計実現のための議論の充実」)も改善されているとの評価を受けております。

一部役員からは経営全般にかかる要望として「ESG・SDGsに係る開示の一層の充実」「中長期的な成長を目指すための果敢な挑戦」というものがありました。また取締役会運営にかかる要望として「議題により実施している電話会議等での事前協議の継続」「十分な協議を行うための会議時間の確保」というものがありました。

独立社外取締役を対象にしたインタビュー

少数株主利益の保護を含め、取締役会の実効性に問題はない旨の評価結果を得ております。

インタビュー全文については以下をご参照ください。

・佃取締役 https://ssl4.eir-parts.net/doc/8919/ir_material_for_fiscal_ym3/110999/00.pdf

・熊谷取締役 https://ssl4.eir-parts.net/doc/8919/ir_material_for_fiscal_ym3/111001/00.pdf

【原則5 - 1 株主との建設的な対話に関する方針】

当社は、株主からの建設的な対話の申込みに対しては、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するように、合理的な範囲で前向きに対応いたします。そのための方針は以下のとおりです。

(1) 株主との対話全般に関する取締役の指定及び社内担当部間の有機的な連携のための方策

株主との建設的な対話を促進するため、経営企画本部にIR担当者を設置し、関係部門と適切に情報共有を行った上で対応いたします。

(2) 個別面談以外の対話の手段の充実に関する取組み

決算説明会の開催を継続すること等を通じて、個別面談以外の対話手段の取り組みを充実させます。

(3) 株主の意見及び懸念について、経営陣幹部に対するフィードバックのための方策

株主からの意見及び懸念を含む対話内容については、経営会議等の報告経路を通じて経営陣幹部に適時報告を行ったうえで、四半期ごとに取締役会において報告を行っております。

(4) インサイダー情報の管理に関する方策

当社は、連結グループ全社員を対象とする「インサイダー取引防止に関する規程」を制定し、運用を徹底しております。株主との対話に際しても、当該規程及び適時開示に関するルールに準拠し、インサイダー情報を発信することがないように適切に情報管理いたします。

2. 資本構成

外国人株式保有比率 30%以上

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社ニトリホールディングス	26,712,420	34.62
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	7,226,200	9.37
株式会社日本カस्टディ銀行(信託口)	6,126,900	7.94
BBH FOR MATTHEWS ASIA DIVIDEND FUND	4,186,900	5.43
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001	2,356,896	3.05
NORTHERN TRUST CO.(AVFC) RE IEDU UCITS CLIENTS NON TREATY ACCOUNT 15.315 PC T	1,688,600	2.19
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505019	1,150,994	1.49
第一生命保険株式会社	1,070,400	1.39
THE BANK OF NEW YORK MELLON 140051	956,500	1.24
株式会社日本カस्टディ銀行(信託口9)	818,600	1.06

支配株主(親会社を除く)の有無

親会社の有無

なし

補足説明 更新

- 2017年5月に株式会社ニトリホールディングスと資本・業務提携契約を締結し、同社の持分法適用会社となりました。
- 上記のほか、自己株式が1,499,971株あります。上記の割合は、自己株式を控除して計算しております。
- 2021年5月20日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書(変更報告書)において、三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社及び

佃 秀昭	他の会社の出身者																			
須藤 実和	他の会社の出身者																			

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、 「過去」に該当している場合は「 」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、 「過去」に該当している場合は「 」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
熊谷 聖一	-		日本印刷株式会社の代表取締役社長として、経営全般に関する豊富な知識・経験等を有しており、特に住宅市場における戦略および財務に関する分野についての専門性を当社の経営に活かしていただくため、社外取締役として選任しています。 また、当社との間に特別な利害関係は無く、一般株主との利益相反が生じる恐れがないため独立役員として指名しております。
佃 秀昭	-		株式会社ボードアドバイザーズの代表取締役社長として、経営全般に関する豊富な知識・経験等を有しており、特にESGおよび人材活用の分野についての専門性を当社の経営に活かしていただくため、社外取締役として選任しています。 また、当社との間に特別な利害関係は無く、一般株主との利益相反が生じる恐れがないため独立役員として指名しております。
須藤 実和	-		公認会計士としての専門的見地並びに企業・ビジネスの研究実績および戦略コンサルティング活動を通じた豊富な知識・経験等を有しており、特にマーケティング及び企業経営についての専門性を当社の経営に活かしていただくため、社外取締役として選任しています。 また、当社との間に特別な利害関係は無く、一般株主との利益相反が生じる恐れがないため独立役員として指名しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する
任意の委員会の有無

あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬諮問委員会	3	0	2	1	0	0	なし
報酬委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬諮問委員会	3	0	2	1	0	0	なし

取締役会の任意の諮問機関として、取締役の選解任および報酬制度について審議する指名・報酬諮問委員会を設置しております。代表取締役社長と独立社外取締役を含むメンバーにより構成され、指名の手續及び報酬の決定の客観性、透明性の向上に努めております。指名については、取締役会全体で保有するスキル・経験と各取締役・監査役候補者の経歴、当社との関係性、候補者が職務を適切に遂行できるかを加味して妥当性を協議しております。また報酬については、役職、役割、貢献度、目標達成度、業績等を加味して妥当性について協議しております。

2021年3月期は計7回開催し、独立社外取締役および独立社外監査役の新候補者選定と女性役員の登用、各取締役の評価および報酬額、役員報酬決定方針、譲渡制限株式の導入について審議を行い、取締役会に審議内容を報告しております。指名・報酬諮問委員会の運営事務局は管理本部が担っております。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	4名
監査役の数	4名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役会を月1回以上開催しております。また、内部監査室、会計監査人と定期的に意見・情報の交換を行い、連携して監査の実効性を確保しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
市川 祐生	弁護士													
角田 朋子	公認会計士													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
市川 祐生		-	弁護士としての企業法務に関する専門的知識・経験を豊富に有し、その専門的見地から、当社のコーポレート・ガバナンス体制の強化に適切な役割を果たすことを期待して選任しています。 また、当社との間に特別な利害関係は無く、一般株主との利益相反が生じる恐れがないため独立役員として指名しております。
角田 朋子		-	公認会計士としての企業会計に関する専門的知識・経験および経営者としての知識と経験を豊富に有し、その専門的見地から当社のコーポレート・ガバナンス体制の強化に適切な役割を果たすことを期待して選任しています。 また、当社との間に特別な利害関係は無く、一般株主との利益相反が生じる恐れがないため独立役員として指名しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	5名
---------	----

その他独立役員に関する事項

当社は、株式会社東京証券取引所が定める独立役員の独立性に関する判断基準を参考にして、社外取締役のうち3名を独立役員、社外監査役のうち2名を独立役員として選任しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動報酬制度の導入、ストックオプション制度の導入
---------------------------	----------------------------

該当項目に関する補足説明

当社は、業務執行取締役等を対象に株式報酬(譲渡制限付株式)を導入しております。本制度の目的は、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与すると共に、株主の皆様と一層の価値共有を進めることです。

また当社は、社内取締役、従業員等に対して新株予約権を有償又は無償で発行することを株主総会において決議しております。2014年3月期以降の新株予約権の付与実績は以下の通りです。

- 第1回新株予約権(無償) 2013年7月26日臨時株主総会決議
33,796個(社内取締役3名、従業員32名、個人1名)
- 第2回新株予約権(無償) 2016年9月29日臨時株主総会決議
28,385個(社内取締役1名、従業員32名、子会社の取締役1名、子会社の従業員46名)
- 第3回新株予約権(有償) 2016年9月29日臨時株主総会決議
16,972個(社内取締役1名、個人1名)
- 第4回新株予約権(無償) 2017年3月30日臨時株主総会決議
8,793個(社内取締役1名)
- 第5回新株予約権(無償) 2017年3月30日臨時株主総会決議
3,000個(社内取締役1名)
- 第6回新株予約権(無償) 2017年9月22日臨時株主総会決議
49,560個(社内取締役1名)

- 1 2017年8月22日の取締役会決議により、2017年9月22日付で普通株式1株につき30株の割合をもって株式分割を行っております。
- 2 2020年3月13日の取締役会決議により、2020年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合をもって株式分割を行っております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、社内監査役、従業員、子会社の取締役、子会社の従業員、その他
-----------------	-------------------------------------

該当項目に関する補足説明

当社は、会社の利益が取締役及び従業員の利益と一体になるよう職務に精励する動機づけを行うため、当社役員及び従業員に対するストックオプション制度を導入しております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

一部のものだけ個別開示

該当項目に関する補足説明

2021年3月期における当社の役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数については、年次報告により開示しております。

社内取締役4名 総額137百万円(基本報酬88百万円、ストック・オプション38百万円、役員退職慰労金10百万円)

社内監査役1名 総額9百万円(基本報酬9百万円、役員退職慰労金0百万円)

社外取締役2名 総額10百万円(基本報酬10百万円)

社外監査役1名 総額5百万円(基本報酬5百万円)

上記には、無報酬の取締役1名、社外取締役1名、社外監査役1名は含まれておりません。

上記のうち、報酬の総額が1億円以上の役員及びその報酬の額は以下のとおりです。

新井健資(取締役)に対する報酬等の総額は103百万円(基本報酬59百万円、ストック・オプション38百万円、役員退職慰労金5百万円)です。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬の額またはその算定方法の決定方針等については、「 - 1.【原則3 - 1 情報開示の充実】」に記載の通りであります。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役及び社外監査役の職務を補助する担当部門及び担当者は定めておりませんが、管理本部を中心に必要なサポートを行える体制を備えております。また、取締役会の開催に際して、管理本部が必要な資料を事前に共有する等の措置を行っております。これらを通じて、取締役会、監査役会、内部監査・監査役監査・会計監査との相互連携等において、十分な検討ができるようなサポートを行い、監督機能が有効に機能する環境を整備しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

【取締役会】

当社は、定例取締役会を原則として毎月1回開催するほか、臨時取締役会を必要に応じて開催し、迅速な経営上の意思決定が行える体制をとっております。その機能を確保するため、当社は取締役の人数を実質的な討議を可能とする最大数にとどめ、独立社外取締役3名を含む取締役9名及び独立社外監査役2名を含む監査役4名の13名で構成しております。また、社外取締役には幅広い見識を有する取締役を招聘し、より広い視野に基づいた経営意思決定と社外からの経営監視を可能とする体制作りを推進しております。

【監査役会】

当社の監査役会は、社外監査役2名を含む4名で構成しており、定例監査役会を原則として毎月1回開催するほか、臨時監査役会を必要に応じて開催し、取締役の職務の遂行を含む日常的活動の監査を行っております。常勤監査役は、株主総会、取締役会、経営会議、その他の会議に必要に応じて出席することで経営方針等を把握すると共に、監査役監査において発見された重要事項等を伝達することによって、コーポレート・ガバナンスの実効性の確保に努めております。また、各監査役は、監査計画に基づき監査を実施し、内部監査担当者及び会計監査人と定期的に情報共有を図ることで監査役監査機能の強化に努めております。

【内部監査】

当社は、代表取締役社長の直轄の組織として、内部監査室を設置し、内部監査担当者2名を配置しております。内部監査室と監査役は、それぞれが連携しあうことで企業経営の健全性をチェックする機能を担っております。内部監査室は、「内部監査実施規程」に基づき内部監査計画を策定し、代表取締役社長の承認を得て監査を実施しております。内部監査担当者は、監査結果の報告を代表取締役社長に行い、代表取締役社長の確認後に各部署の責任者に対して監査結果を報告しております。その後、フォローアップに関する方針を各部署の責任者が提出を行い、その後必要に応じてフォローアップ監査を実施しております。

【会計監査】

当社は、有限責任監査法人トーマツと監査契約を締結しております。当社は同監査法人からの定期的な財務諸表等に対する監査を始め、監査目的上必要と認められる範囲内で内部統制及び会計記録に関する制度、手続きの整備・運用状況の調査を受け、その結果についてのフィードバックを受けております。

【経営会議】

当社の経営会議は、代表取締役社長、本部長、部長、室長等と常勤監査役により構成され、定例経営会議を原則として毎月1回開催するほか、臨時経営会議を必要に応じて開催しております。経営会議では、当社の経営上の重要な経営方針の決定、営業戦略の遂行状況の報告が行われると共に、経営全般にわたる重要事項を審議しております。

【コンプライアンス委員会】

代表取締役社長(委員長)と女性を含む社内委員、弁護士を含む社外委員により構成され、原則として毎月1回開催しております。当委員会では、社内で発生したコンプライアンス違反事象やハラスメント報告、内部通報や外部通報等の情報について報告を行っております。また、クレーム報告の内容を確認し、コンプライアンス違反や訴訟への進展を未然に防止するための体制を整備し、コンプライアンス全般に渡る重要事項の有無の確認を行っております。

【指名・報酬諮問委員会】(更新)

当社は、取締役会の任意の諮問機関として指名・報酬諮問委員会を設置しております。役割および構成、委員、主な審議事項については、本報告書「 - 1. 【取締役関係】補足説明」に記載しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、会社法に基づく機関として、株主総会及び取締役会、監査役会を設置するとともに、企業価値の向上のためには、経営意思決定のための迅速な営業上の情報共有・リスク情報の共有とコンプライアンスの徹底が必要不可欠であるとの認識から、独自の経営会議体として経営会議及びコンプライアンス委員会を設置しております。また、当社は、当社の事業に精通している者が、取締役として業務執行に当たると同時に、経営の意思決定の迅速化のため、取締役会のメンバーとして経営上の意思決定及び各取締役の業務執行を相互に監督し、かつ、監査役会による監査を行うことが、最も適切な経営体制であると考えております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
電磁的方法による議決権の行使	株主総会に出席することのできない株主は、書面またはインターネットにより議決権を行使することができます。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	株式会社ICJの運営する議決権電子行使プラットフォームに参加しております。
招集通知(要約)の英文での提供	和文の株主総会招集通知と同時に英文の株主総会招集通知を当社ウェブサイト(https://katitas.jp/en/ir/news.html)にて開示しております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	(更新)ディスクロージャーポリシーを定め、当社ウェブサイト(https://katitas.jp/information/ir/disclosure.html)にて開示しております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	証券会社の支店等を利用して個人投資家向けの決算説明会を開催しております。(2021年3月期実績 計2回)	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	期末及び第2四半期末の決算発表後に説明会を開催しております。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	代表取締役社長とIR担当者が、証券会社主催の投資家向けカンファレンスへの参加等を通じて北米、欧州、アジア等の海外投資家向けに決算や事業戦略についての説明を実施しております。	あり

IR資料のホームページ掲載	当社ホームページにおいて、株主総会の招集通知・決議通知、決算短信、決算説明資料、有価証券報告書、プレスリリース資料などを適時に掲載しております。 決算短信、決算説明資料、狭義の株主総会招集通知及び重要な適時開示資料等を英訳し、海外投資家向けに情報開示を行っております。
IRに関する部署(担当者)の設置	経営企画本部にIR担当者を設置しており、専用窓口(E-mail)を設けております。 2020年4月～2021年3月の期間では、決算説明会等を除いて延べ約500の投資家とIR面談を実施し、投資家との面談を積極的に実施しております。
その他	当社グループの事業内容の理解の促進を図るべく、主に機関投資家向けの物件見学会を定期的で開催しております。新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、2021年3月期の開催実績は1回です。 なお2021年4月には、証券会社のアナリストの協力を得て弊社販売物件の映像を用いた機関投資家向けのWeb見学会を開催し、国内外より71名にご参加いただいております。 また2021年3月期よりSR面談を実施し、9社の機関投資家の議決権行使部署等との面談を実施しております。 ESG関連情報については、ESGレポート(https://katitas.jp/information/sustainability/)をご参照ください。

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は、「経営理念」「提供価値」「カチタスの約束」を定め、すべてのステークホルダーの立場を尊重すると共に、すべてのステークホルダーにとって「価値タス」企業を目指しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社のCSRは、「経営理念」にもあるように、十分に活用されず地域に埋もれてしまっている家や、一般的な中古住宅市場では売りにくい家に対して、「家に価値タス」活動を通じて、地域の活性化・発展に貢献してまいります。 当社は、ESGを重視した経営が企業の社会的責任として求められ、SDGsに代表される社会課題解決の取り組みにおいて企業が果たす役割がますます重要であると認識しております。 中古住宅再生事業が、新築住宅と比較してCO2排出量や木材使用量を大幅に抑えていることから環境保護に資するものと当社は捉えており、空き家を再生して流通させることで、政府が取り組む全国の空き家問題を解決することに貢献できるものと考えております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	株主総会やIR活動を通じて、株主・投資家の皆様とのコミュニケーションを積極的に促進し、各ステークホルダーに対して、適時適切に必要な情報を開示に努めてまいります。
その他	【コンプライアンス】 当社は、コンプライアンスが、事業成長において最も重視すべき事象であると考え、以下の通り報告の3原則を定めております。 1. トラブルはすぐ報告 2. 悪いことから報告 3. ウソはつかない また、当報告の3原則を含めたコンプライアンスに係る事象や当社ビジネスのノウハウとなる失敗の事例等を、毎週木曜日に全国の店舗が参加するTV朝会で共有しております。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、会社法第362条第4項第6号に規定する「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制」(内部統制システム)の整備に向けて、取締役会において「内部統制システムの構築に関する基本方針」を決議しております。その概要は以下のとおりです。

- a. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- (a) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款を遵守し、かつ企業理念を尊重し社会的責任を果たすため「基本理念」を定め、これを全取締役及び使用人に周知徹底させております。
- (b) 業務執行部門から独立した「コンプライアンス委員会」を設置し、定期的に全店舗の事業活動につき精査・分析を行い、結果は取締役会に報告するなどコンプライアンス体制の維持・向上に努めております。
- (c) 法令・定款及び社内規程に反する行為の未然防止、あるいは早期に発見し是正するための「内部通報制度」を設置しております。
- (d) 内部監査室の機能を高め、取締役及び使用人の職務執行が法令、定款及び社内規程に適合しているか確認し、その執行状況を監視しております。内部監査の結果は、代表取締役社長及び監査役会へ報告しております。

b. 取締役の職務の執行にかかる情報の保存及び管理に関する体制

「文書管理規程」を始め社内諸規程に基づき情報を適切に保存・管理を行うとともに、取締役及び監査役はこれらの情報を常時閲覧できることとしております。

c. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

コンプライアンス、災害、品質、情報セキュリティ等に関わるリスクを回避あるいは最小限に抑えるため、コンプライアンス委員会において組織横断的にリスク状況の管理・監視を行うとともに全社対応については総務部長が各部門担当役員と連携して規則、ガイドラインの制定、マニュアルの作成等を行うなどの管理体制を確立しております。

d. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(a) 取締役会を月1回開催する他、必要な場合は臨時取締役会を開催し機動的かつ迅速な会社の意思決定並びに情報の共有、取締役の業務執行状況の監督を行っております。

(b) 取締役会では、事業部門の実績を基に、毎期の予算と実績の進捗状況を定期的に検証し業績向上を図っております。

e. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、監査役と協議の上、社内から適切な選任を行い補助者を任命することとしておりますが、現在監査役からのその職務を補助する使用人の要求は行われておりません。

f. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する事項

取締役及び使用人は、重大な法令・定款違反のみならず当社及び当社グループの業務又は業績に重大な影響を与える事項、内部監査の実施状況、内部通報状況等を監査役会に都度報告することとしております。

g. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(a) 監査役会は月1回以上開催しております。

(b) 監査役会と代表取締役社長との定期的な意見交換会を開催しております。

(c) 監査役会は内部監査室、会計監査人及び子会社監査役と定期的に意見・情報の交換を行い、連携して監査の実効性を確保しております。

(d) 監査役は、取締役会、コンプライアンス委員会等の重要な会議に出席し、必要に応じて取締役又は使用人から説明を求めることとしております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社グループでは、反社会的勢力との関係を遮断し、法令等を遵守する企業として社会的責任を果たすこと、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対して毅然とした態度で臨み、同勢力からの不当要求には断固として拒絶することを基本的な考え方として、以下のように反社会的勢力の排除体制を整備しています。

(1) コンプライアンス委員会や勉強会の中で、反社会的勢力との取引防止に係る研修会等を開催して周知徹底しています。

(2) 「反社会的勢力との取引防止規程」を制定し、反社会的勢力による不当要求等が発生した場合は、担当部署である管理本部法務部が情報を一元管理し、所轄警察署・顧問弁護士への相談を含めて迅速な対応を講じる体制を整えております。

(3) 取引を行う際には、「暴力団排除条例」の施工に伴う「誓約書」を入手保管し、反社会的勢力に該当しないことの確認を行う等、反社会的勢力との取引を行わない体制を整えております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

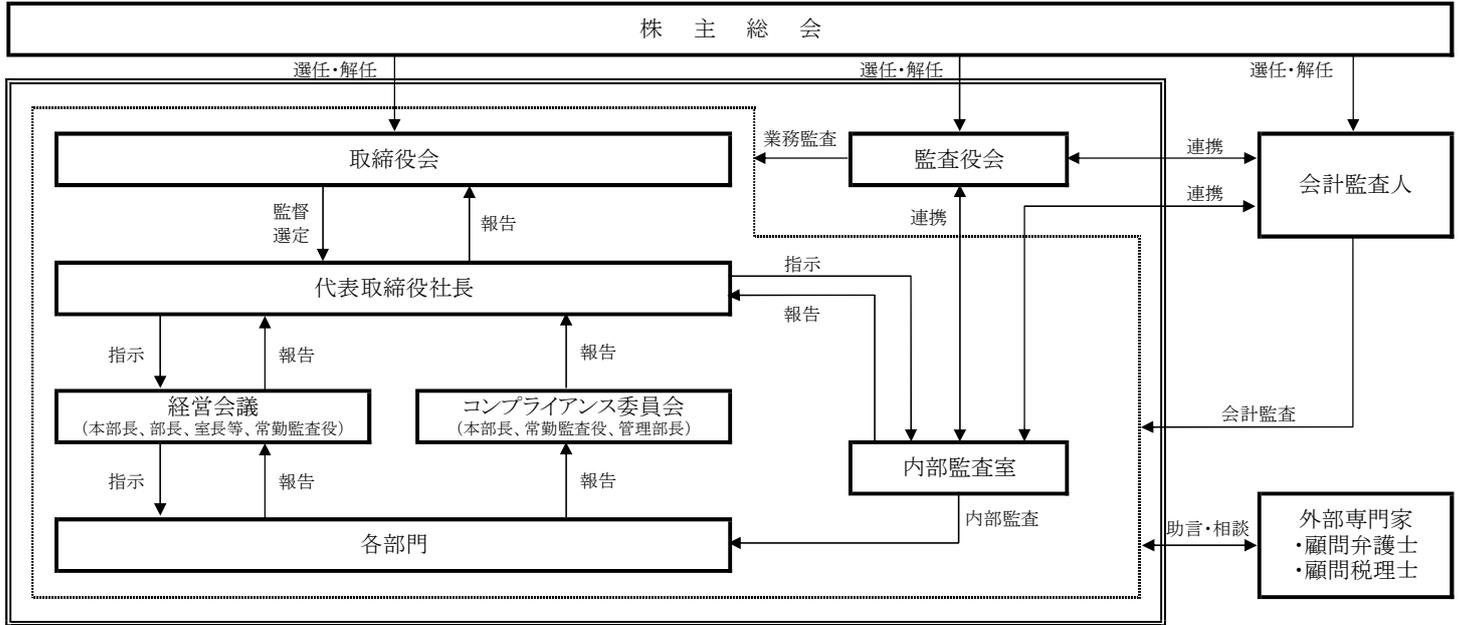
買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

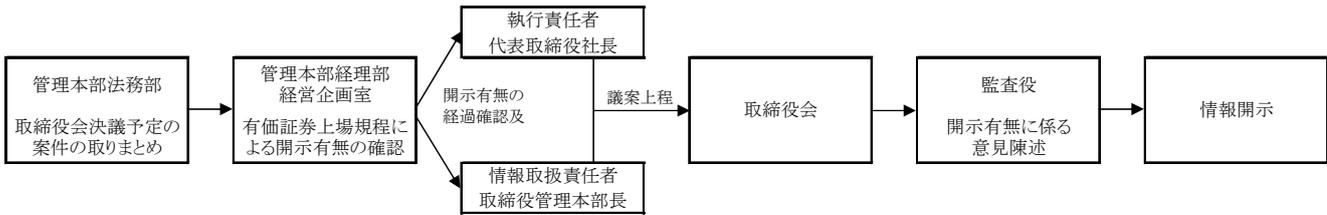
2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

【模式図(参考資料)】

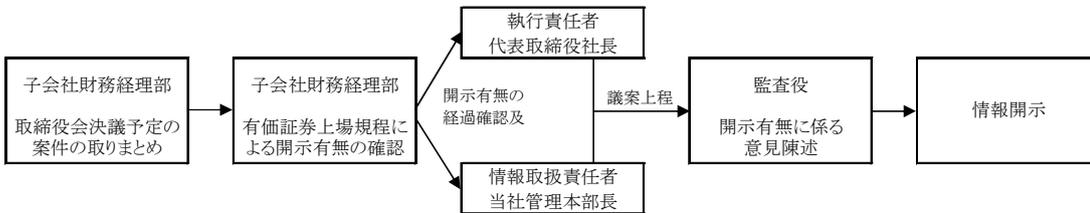


【適時開示体制の概要(模式図)】

<当社に係る決定事項・決算に関する情報等>



<子会社の決定事実に関する情報等>



<当社グループに係る発生事実に関する情報>

